# 手配旅行 (国内旅行用)取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

手配旅行・実施 新潟県知事登録旅行業第2-100号 全国旅行業協会正会員

**必要抗自動車株式会社** 新潟県上越市石橋2丁目12-52

## 1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を 締結することになります。
- (2)当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、 当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店(営業箇所) の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取 扱料金表をお渡しいたします。

お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手 配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

## 2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海 外旅行」とがあります。

# 3. 旅行の申込み

- (1)当社はお客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社 は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなしま す。
- (3)当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額 を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一 部といたします。

## 4. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅 行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2)通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

# 5. お申込み条件

- (1)お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

- (3)当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係 企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引 に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準 ずる行為を行ったとき。
  - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の 信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準 ずる行為を行ったとき。
- (4)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

## 6. 契約の成立

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- (2)当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (3)前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

#### 7. 契約書面のお渡し

- (1)当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2)前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

# 8. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求め に応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消 料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

## 9. 旅行契約の解除

(1)お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅 行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未 払い費用
- ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金 (2)お客様の責に帰すべき事由による解除
  - ①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない 場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
  - ②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社 より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
  - ③お客様が次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当することが判明したとき。 (ア)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - (イ)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引 に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準 ずる行為を行ったとき。
  - (ウ)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の 信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準 ずる行為を行ったとき。

①、②、③の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービス に係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

#### (3)当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

#### 10. 旅行代金

(1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

- (2)旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3)当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

#### 11. 旅行業務取扱料金

(1)取扱料金

国内旅行の場合

(消費税込)

運送・宿泊機関等の複合手配	旅行費用総額の 20%以内
宿泊機関のみの手配	宿泊券面額の 20%以内
運送機関のみの手配	1 件につき 550 円

#### (2)変更手続料金

国内旅行の場合

(消費稅込)

佰川・地 天機 国 寺(/) や 約 後 申	・運送機関等それぞれ こつき 550 円
------------------------	-------------------------

## (3)取消手続料金

国内旅行の場合

(消費稅込)

	(117278-1-2
宿泊・運送機関等の予約取消	宿泊・運送機関等それぞれ 1 件につき 550 円

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

# 12. 国内宿泊施設の取消料金

- (1)旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- (2)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設での所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。
- (3)払い戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。
- (4)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1 泊の宿泊料金を基準として取 消料を適用します。

## 13. 添乗サービス

- (1)当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- (2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- (3)当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は下記に定める「添乗 サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等 の実費を別途申し受けます。

お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実 費の合計)は、別紙旅行条件書(または見積書)に明示します。

(消費稅込)

添乗サービス料金   (添乗員1名1日当たり)   国内旅行 16,500円
---

# 14. 手配代行者

手配代行者とは、宿泊・運送機関等を当社に代わって手配する者を いいます。当社は手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一 部を他の旅行業者等に代行させることがあります。

#### 15. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

#### 16. 当社の責任

(1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意 又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償しま す。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に通知が あった場合に限ります。

手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行の場合14日以内に通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関 与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償す る責任を負うものではありません。

#### 17. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償 しなければなりません。

## 18. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2)当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など 販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企 業と共同利用させていただきます。
- (3)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページでご確認ください。

## 19. 旅行傷害保険について

ご旅行中けがをした場合、多額の治療費や移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するために、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

#### 20. その他

本手配を通じて予約された客室等を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその 準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく手配旅行契 約を解除することがあります。

### 21. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

## 取扱い店名